

国際離婚の子、連れ帰りを規制

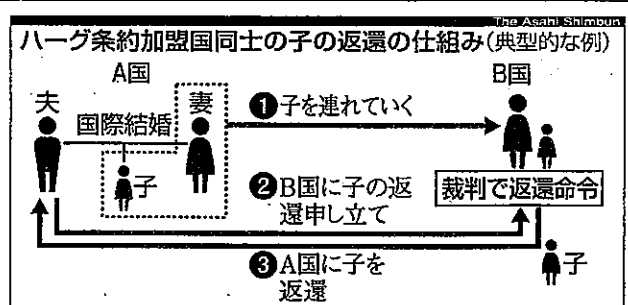
ハーグ条約加盟方針

菅政権

菅政権は、国際結婚が破綻した夫婦の子どもの処遇を定めたハーグ条約に加盟する方針を固めた。19日の関係閣僚会議で基本方針を確認し、20日には条約実施に必要な国内法骨子案とともに閣議了解する。

責任を持って特定し、返還に向けた手続きを進める」という内容の国内法を新たに制定しなければならぬ。20日は国内法の骨子案を了解する段階にとどまる。さらに条約には国会承認も必要で、加盟に向けた具体的な手続きは今秋の臨時国会以降となる見通し。菅政権は関係閣僚会議で

「条約に加盟する」との基本的な姿勢と、国内法整備など「必要な作業を開始する」との言葉を盛り込んだ方針を確認する。国内法の骨子案では、条約関連の事務を執り行う「中央当局」を外務省内に置く。他国から子どもの返還を求める申請を受けて所在を調査するほか、関係機



関や自治体に情報提供を求める。また、裁判所が子どもの返還を命じた場合は元

の国に戻す措置を講じる。

ハーグ条約は「国際的な子の奪取の民事上の側面に關する条約」が正式名称で、1980年に採択され、83年に発効。米、英、仏など欧米中心に84カ国が加盟している。日本はこれまで、日本人の元妻が外国人の元夫から家庭内暴力(DV)被害を受けて子を連れ帰った場合、母子を保護すべきだとの意見が根強いことなどから、加盟してこなかった。菅首相は26、27両日に仏ドービルである主要国首脳会議(G8サミット)に出席するが、米などとの首脳会談で方針を伝える考えだ。